

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度 複合機外賃貸借及び保守
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中原 正顕 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社 名古屋市中区栄一丁目12番17号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥5,763,287. -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥5,763,287. -
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、複合機外の賃貸借及びその保守を行うものである。 現行の複合機外の出カマネジメントサービス提供等業務は、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社愛知支社と5カ年国債で契約しており令和8年3月末まで履行期限を延長している。</p> <p>また、中部地方整備局丸の内庁舎は令和8年7月に名古屋第4地方合同庁舎(以降「新庁舎」という。)へ移転予定であるが、次期出カマネジメントサービス提供等業務は新庁舎移転後から運用を開始するため、現行の出カマネジメントサービス提供等業務履行期限満了後の令和8年4月から新庁舎移転までの7月26日までの間、業務に支障が生じないよう同等機器の賃貸借及び保守をする必要がある。</p> <p>一般競争入札により現契約者以外の者と契約した場合、新たな機器等の賃貸借及び保守業務を行うことになるため、機器の調達・設置・設定作業、現行システムの改修・移行作業及び動作確認の作業等が必要となるが、現行の出カマネジメントサービス提供等業務の契約者である富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社愛知支社から現行機器を再リースし保守契約を締結した方が経済的かつ合理的であるため、会計法第29条3第4項及び予決令第102条の4第4号(ロ)に基づき同社と随意契約を行うものである。</p>
備 考	